糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、糸島市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成26年糸島市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務所の設置期間）

第２条　条例第３条第１項第２号に規定する規則で定める期間は、５年間とする。

（経営許可の申請）

第３条　条例第４条第１項の規定による経営許可の申請は、墓地等経営許可申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、市長が認めたときは、その一部の書類の添付を省略することができる。

(1)　周囲250メートル以内にある道路、河川、海、湖沼及び住宅、病院、学校その他多数の者が出入する場所の位置を示した見取り図（墓地等の敷地予定地を朱書し、墓地にあってはその周囲100メートルの範囲を、火葬場にあってはその周囲250メートルの範囲を示す赤線を記入すること。）

(2)　墓地にあっては、その区域を明らかにした図面並びに墓地の区画、緑地帯、通路、塀、給排水設備、ごみ処理のための施設、管理施設及び駐車場を示した平面図（構造物を設置する場合は、その配置及び構造を示す図面）

(3)　納骨堂及び火葬場にあっては、建物及び附属施設の平面図、立面図、配置図及び構造仕様書

(4)　墓地等の敷地予定地の登記事項証明書及び公図の写し

(5)　申請理由書（経営しようとする理由、法人の活動の概要、設置場所の選定理由、需要見込み、施設の規模等が記載されたもの）

(6)　墓地等の敷地予定地が申請者の所有地でない場合は、当該敷地予定地を譲り受けること又は永続的に使用することができることを証する契約書及び印鑑登録証明書

(7)　申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の規則、定款及び登記事項証明書

(8)　墓地等の設置に関し、他の法令の規定により許可等を受ける必要がある場合は、当該法令に基づく許可書の写し

(9)　墓地等使用契約書

(10)　管理を委託する場合は委託契約書

(11)　財産目録、収支予算書、資金計画書その他財務状況を確認できる書類

(12)　墓地管理規程

(13)　責任役員会等意思決定機関の議事録

(14)　隣接地所有者の同意書及び隣接地の登記事項証明書

(15)　行政区長等関係地元役員の同意書

(16)　関係機関との協議書類

(17)　役員名簿（氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別が記載されたもの）
(18)　その他市長が必要と認める書類

（変更許可の申請）

第４条　条例第４条第２項の規定による変更許可の申請は、墓地等変更許可申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、市長が認めたときは、その一部の書類の添付を省略することができる。

(1)　前条第１号から第18号までに掲げる書類
(2)　変更の内容を示した図面
(3)　改葬の必要性の有無及びその内容を記載した書類

（廃止許可の申請）

第５条　条例第４条第３項の規定による廃止許可の申請は、墓地等廃止許可申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　墓地等の敷地又は建物の登記事項証明書及び公図の写し
(2)　申請理由書
(3)　改葬の必要性の有無及びその内容を記載した書類
(4)　責任役員会等意思決定機関の議事録
(5)　墓石等構造物の処分の内容を記載した書類
(6)　その他市長が必要と認める書類

（許可等の通知）

第６条　条例第５条第１項に規定する通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)　条例第４条第１項の規定に基づく許可　墓地等経営許可書（様式第４号）
(2)　条例第４条第２項の規定に基づく許可　墓地等変更許可書（様式第５号）
(3)　条例第４条第３項の規定に基づく許可　墓地等廃止許可書（様式第６号）
(4)　条例第４条第１項の規定に基づく不許可　墓地等経営不許可通知書（様式第７号）
(5)　条例第４条第２項の規定に基づく不許可　墓地等変更不許可通知書（様式第８号）
(6)　条例第４条第３項の規定に基づく不許可　墓地等廃止不許可通知書（様式第９号）

（計画の事前協議における提出書類）

第７条　条例第６条第１項の規定による市長との事前協議は、墓地等経営（変更）計画協議書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1)　第３条第１号から第５号まで、第７号及び第11号に定める書類
(2)　墓地等の敷地予定地が申請予定者の所有地でない場合は、当該敷地予定地を譲り受けること又は永続的に使用することができることが分かる敷地所有者の承諾書等
(3)　隣接地の公図の写し
(4)　その他市長が必要と認める書類

（標識の設置）

第８条　条例第７条第１項に規定する標識の様式は、墓地・納骨堂・火葬場計画のお知らせ（新設・変更）（様式第11号）のとおりとする。

２　標識は、墓地等の敷地予定地の見やすい箇所及び位置に、風雨等により破損し又は倒壊しない方法で設置し、標識の大きさは、縦0.9メートル以上横0.9メートル以上とする。

３　条例第７条第１項の経営・変更申請予定者は、標識の記載事項が不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

４　標識の設置期間は、申請予定日の少なくとも90日前の日から許可又は不許可の決定の日までとする。

５　市長は、特に必要があると認める場合で、かつ、墓地等の計画につき関係住民への周知が十分図られているときは、前項の期間を短縮することができる。

６　条例第７条第２項に規定する届出は、標識設置届出書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　標識の設置場所の位置図

(2)　標識の設置状況を撮影した写真

（説明会の開催）

第９条　条例第８条第１項に規定する経営・変更申請予定者が行う説明会は、申請予定日の60日前までに開催しなければならない。

２　説明会において説明する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　申請予定者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

(2)　墓地等の名称

(3)　墓地等の敷地の地番及び面積

(4)　墓地にあっては、計画にかかる区域の面積、区画数及び施設の概要

(5)　納骨堂及び火葬場にあっては、施設の建築面積、延床面積、附属施設の概要及び焼骨収蔵数又は炉数

(6)　工事の着手予定日及び完了予定日

(7)　工事の方法及び安全対策

(8)　維持管理に関する計画の概要

(9)　条例第９条第１項に規定する意見の申出の方法及び期限

３　条例第８条第２項に規定する報告は、説明会報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　説明会において使用した資料

(2)　説明会の議事録

(3)　その他市長が必要と認める書類

４　市長は、特に必要がある場合で、かつ、関係住民との協議にとって支障がないと認めるときは、第１項の期間を短縮することができる。

（関係住民との協議結果の報告）

第10条　条例第９条第３項に規定する報告は、関係住民との協議結果報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　協議において使用した資料

(2)　協議内容の議事録

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　条例第９条第４項に規定する報告は、意見の申出がない旨の報告書（様式第15号）により行うものとする。

（墓地の施設基準）

第11条　条例第10条第２項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　敷地境界に、障壁又は密植した樹木等の垣根を設けること。

(2)　墓地内の通路は、個々の墳墓に接し、アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で舗装され、かつ、有効幅員が１メートル以上であること。

(3)　雨水、汚水等を適切に排水する設備を設けること。

(4)　管理事務所、ごみ集積所、給水設備、便所、墳墓の区画数の３パーセント以上の自動車駐車台数（自動車１台当たりの区画は、幅2.5メートル以上奥行き５メートル以上とする。）を有する駐車場及び自動車駐車台数１台以上の身体障害者専用駐車場を設けること。

(5)　墓地の区域内に、敷地面積の３パーセント以上の面積を有する緑地を設けること。

２　市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項の基準を緩和することができる。

（納骨堂の施設基準）

第12条　条例第11条第２項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　外壁及び屋根は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第７号に規定する耐火構造であること。

(2)　納骨堂の設備は、不燃材料を用いること。

(3)　換気のための設備を設けること。

(4)　出入口の扉は、施錠できる構造であること。

２　市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項の基準を緩和することができる。

（火葬場の施設基準）

第13条　条例第12条第２項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)　敷地境界に、障壁又は密植した樹木等の垣根を設けること。

(2)　出入口に、門扉を設けること。

(3)　火葬炉に、防じん・防臭の機能を有する装置を設けること。

(4)　収骨室及び遺体保管室を設けること。

(5)　残灰庫を設けること。

(6)　管理事務所、待合室、給排水設備、便所及びごみ集積所を設けること。

(7)　火葬炉と同一敷地内において、火葬炉１基につき８台以上の自動車駐車台数（自動車１台当たりの区画は、幅2.5メートル以上奥行き５メートル以上とする。）を有する駐車場を設けること。

２　市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項の基準を緩和することができる。

（工事の着手等）

第14条　条例第14条第２項の規定による届出は、墓地等工事着手届（様式第16号）により行うものとする。

２　条例第14条第３項に規定する標識の様式は、墓地・納骨堂・火葬場工事のお知らせ（新設・変更）（様式第17号）のとおりとする。

３　標識は、墓地等の敷地の見やすい箇所及び位置に、風雨等により破損し、又は倒壊しない方法で設置し、標識の大きさは、縦0.9メートル以上横0.9メートル以上とする。

４　経営許可又は墓地の区域の変更許可を受けた者は、標識の記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

（工事完了の届出等）

第15条　条例第15条第１項の規定による届出は、墓地等工事完了届（様式第18号）により行うものとする。

２　条例第15条第２項に規定する工事完了検査済証は、墓地等工事完了検査済証（様式第19号）とする。

（契約内容の基準）

第16条　条例第16条の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

（申請事項の変更の届出）

第17条　条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　墓地等の名称

(2)　墓地等の所在地

(3)　墓地等の経営者の事務所の所在地

(4)　墓地等の経営者の名称及び代表者の氏名

(5)　墓地の区画数

２　条例第19条の規定による届出は、墓地等の名称等変更届（様式第20号）により行うものとする。

（みなし許可に係る届出）

第18条　条例第20条の規定による届出は、みなし許可届（様式第21号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1)　都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を証する書類の写し

(2)　墓地又は火葬場を新設する場合にあっては、第３条第２号及び第３号に掲げる書類

(3)　墓地又は火葬場を変更する場合にあっては、第４条第２号及び第３号に掲げる書類

(4)　墓地を廃止する場合にあっては、第５条第３号に掲げる書類

（身分証明書）

第19条　条例第21条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第22号）とする。

（勧告）

第20条　条例第22条に規定する勧告は、その内容を記載した文書により行うものとする。

（補則）

第21条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成26年７月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日規則第22号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

別表（第16条関係）

墓地又は納骨堂の区分	契約内容の基準
契約に基づき使用権を設定し、当該使用権を承継することができる墓地又は納骨堂	次の各号に掲げる事項が含まれていること。 (1)　契約の目的に関する事項 (2)　設定した使用権の内容に関する事項 (3)　使用料に関する事項 (4)　使用に当たっての経営者と使用者の責任分担に関する事項 (5)　管理料に関する事項 (6)　契約の更新に関する事項（当該使用権の存続期間が定められている場合に限る。） (7)　使用者の地位の承継があった場合の届出に関する事項 (8)　契約の解除並びに契約を解除した場合の使用料及び管理料の取扱いに関する事項 (9)　契約の終了及び契約の終了後における焼骨、墓石等の取扱いに関する事項
契約に基づき委託を受けて焼骨の埋蔵等及び管理が行われる墓地又は納骨堂	次の各号に掲げる事項が含まれていること。 (1)　契約の目的に関する事項 (2)　委託事務の内容に関する事項 (3)　委託料に関する事項 (4)　契約の解除及び契約を解除した場合の委託料の取扱いに関する事項 (5)　契約の終了及び契約の終了後における焼骨、墓石等の取扱いに関する事項